

パソコン画面

65万円の青色申告特別控除を受ける場合など一部の方はスマートフォンでは作成できません。

※ 画面は令和元年分のものです。

#### STEP 3 申告書を送信





# マイナポータルを使えば、データが自動入力されます



マイナンバーカードを使って「マイナポータル」から生命保険料控除 証明書などの申告に必要な情報をまとめて取得でき、申告書の作成時 に証明書の金額・発行元の情報などが自動入力されます。

(注)ご利用に当たっては、事前準備が必要です。 詳しくは、国税庁ホームページの「マイナポータルを活用した年末調整及び 所得税確定申告の簡便化」をご確認ください。



詳しくはこちら!

# Google Chrome が使えます



令和3年1月以降、パソコンをご利用の方は「Google Chrome」で も、国税庁ホームページからマイナンバーカードでe-Tax送信ができ ます。

(注) Windowsのみの対応であり、macOSには対応していません。 また、ご利用に当たってはマイナポータルAPのインストールが必要です。

## 困ったら"ふたば"にご相談ください ※令和3年1月公開予定



申告書の作成でお困りのときは、「税務相談チャットボット」にご 相談ください。ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職 員ふたば」がお答えします。

チャットボットで解決しない場合は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」をご確認いただくか、電話でお問い合わせください。



スマホでの相談 はこちらから!

お問い合わせ先は、確定申告書等作成コーナーの「お問い合わせ」画面をご覧ください。

## マイナンバーカードでできることって?

マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は 不要です。また、マイナンバーカードでログインすれば、e-Taxのメッセージボックスか ら申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。

### マイナンバーカードの取得方法

スマートフォン・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。 詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。



スマホによる申請

はこちらからし

